明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（厚生労働一三四）　二
○電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業六三）　六
〔規　則〕
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委六）　九
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分～平成二十五年分）を公表する件（総務三〇三）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分～平成二十六年分）を公表する件（同三〇四）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二八〇）　一九
○文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの全部を改正する件（文部科学一三二）　三
○電離放射線障害防止規則第七条の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象（厚生労働三六〇）　三
○特例緊急作業特別教育規程（同三六一）　三
○発電用原子力設備に関する放射線による線量等の技術基準の一部を改正する件（経済産業・原子力規制委一）　三
○租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示（国土交通九六四）　三
○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（原子力規制委八）　三三
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示（同九）　三三
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同一〇）　三四
〔官庁報告〕
官庁事項
労働安全衛生法第七十条の二第一項の規定に基づく東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針に関する公示（厚生労働省）　三四
労働安全衛生法第六十条の二第二項の規定に基づく教育の適切かつ有効な実施を図るための指針に関する公示（同）　三四
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十七年度平成二十七年六月分）（財務省）　三四